

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	ハンセン病訴訟和解金			担当部局庁	健康局			作成責任者		
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	難病対策課			課長：松原 徳和		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	平成13年7月23日付け基本合意書 平成14年1月28日付け基本合意書					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハンセン病療養所入所者等、その遺族や非入所者に対する国の感謝を表明のため、和解一時金を支給。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては平成13年7月23日、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日での基本合意書に基づき、和解一時金を支給する。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
		当初予算	91	136	96	194				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	91	136	96	194	0				
	執行額	52	33	49						
執行率 (%)	57%	24%	51%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	和解一時金の支給者数の過去5年間の平均値	和解一時金の支給者数	成果実績	人	59	5	7	-	-	
			目標値	人	103	68	56	-	過去5年間の平均値	
			達成度	%	57	7	13	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	和解一時金の支給者数	活動実績	人	59	5	7	-			
		当初見込み	人	89	85	61	47			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	和解金支払額(X) / 和解人数(Y)	単位当たりコスト	円	881,356	6,600,000	7,000,000	4,127,660			
		計算式	X/Y		52百万円 / 59人	33百万円 / 5人	49百万円 / 7人	194百万円 / 47人		
平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	賠償償還及払戻金	194								
	計	194	0							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること								
	施策	I-5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	ハンセン病療養所入所者等、その遺族や非入所者に対する国の感謝を表明のため、和解一時金を支給することで、上位施策の推進に資する。									
	アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-					
	経済・財政再生 アクション・プログラム (第一階層)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-	-	-	
事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要	項目	評価	評価に関する説明							
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	ハンセン病違憲国賠訴訟における基本合意書に基づく和解金であり、事業の必要性の観点から国費を投入すべき事業である。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	ハンセン病違憲国賠訴訟における基本合意書に基づく和解金であり、国が実施すべき事業である。							
事業の効率性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	ハンセン病違憲国賠訴訟における基本合意書に基づく和解金であり、優先度の高い事業である。							
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-								
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無								
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	和解金の額は、裁判で決定されるため、妥当な水準である。							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-								
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	ハンセン病違憲国賠訴訟における基本合意書に基づき和解金の支給であり、事業目的に即したものである。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	和解件数が当初の積算を下回ったことによるものである。							
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-								
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	和解判決が出た対象者へ確実に支出が行われており、見合ったものとなっている。							
関連事業	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-								
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	支給対象者に適正に支出している。							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-								
点検・改善結果	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	当事業は、ハンセン病国賠訴訟において和解した入所者等に対して和解金を支給するものであり、ハンセン病療養所入所者等補償金は、過去ハンセン病療養所に入所していた者に対して、補償金を支給するものである。							
	所管府省・部局名	事業番号	事業名							
	厚生労働省健康局	153	ハンセン病療養所入所者等補償金							
点検・改善結果	点検結果	・本事業は、基本合意書に基づき、和解一時金を支給するものであり、適切に実施されている。平成27年度は、和解一時金の支給対象者が前年度に比べ若干増加し、執行率が増加したところである。								
	改善の方向性	・ハンセン病訴訟が提訴されないと和解金を支払うこともないため、訴訟が提訴される見込みを正確に予測することは難しいが、執行率の向上をはかるために適正な予算計上、適正な執行を行っていききたい。								

外部有識者の所見

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--

備考

--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	295	平成23年度	147	平成24年度	119	
平成25年度	136	平成26年度	147	平成27年度	154	

